東京理科大学法学1(第11テーマ)

財産と法① (物権) 民法の基本原理と契約

担当:理一教養学科准教授神野潔 (JINNO, Kiyoshi)

1民法の基本原理

- ・民法とは…私人の社会生活に関する法(私人の紛争を裁判で解決する際の基準)で、私 法の中心であり、経済生活に関する「財産法」と、家族生活に関する「家族法」からなる。 現行民法は、財産法に属する総則・物権・債権と、家族法に属する親族・相続の 5 編から なる。その他(特に財産法については)、実質的に民法の分野に属するが別の法律(特別法) となっているものも多い(商法・借地借家法・手形法・小切手法など)。
- ・財産法は任意規定の条文が多くあるのに対し(当事者が決めたことが法律に優先される)、 家族法は原則として強行規定である(国家によって一定の理念のもとに家族生活が規律される)。また、刑法とは異なって、法条文がないから裁判もできないということはなく、慣行や他の制度などから法の欠缺を補って裁判の基準を用意する(例:内縁)。
- ・私法の基本原則…①私的自治の原則(私的な法律関係については、個人の自由意思に基いてのみ決定され、その自由意思に基いて成立した法律関係は尊重される)、②私的所有権絶対の原則(所有権を持つ者は、誰にも干渉されることなく、自由にその所有物を使用したり処分したりすることができる)、③権利能力平等の原則(全ての人は生まれながらに平等に権利能力一権利・義務の主体となる地位・資格を有する)。さらに①から、④契約自由の原則(契約の相手・内容・形式などを、国家などに干渉されることなく当事者が自由に決めることができる)、⑤過失責任の原則(他人に損害を与えたとしても、行為者に過失がなければ損害賠償の責任はない)が導かれる。

2契約の概要

- ・契約…当事者の意思表示が相互に同じ内容で合致することによって成立する法律行為。 意思表示とは法律関係を作り出そう(法的な効果を発生させよう)として自分自身の意思 を表明すること。法律行為とは、意思表示により、他者とのあいだにその意思表示通りの 法律関係を作り出す(法的な効果を発生させる)こと。
- ・意思表示が一つで法的な効果が生じる法律行為(単独行為、例:遺言)もあるが、多数 を占めるのは意思表示が二つある契約である。
- ・契約自由の原則…自由に契約を結べる社会を作ることにより、市場における自由競争を通して、よりよい社会関係が形成されるという考えに基く。さらに①締結の自由(契約をするかしないかについて強制されず、契約相手を自由に選ぶことができる)と、②内容の自由(どのような内容の契約も自由に形成できる)の2つに分けられる。また、一度成立した契約は国家による保護を受ける(裁判において、契約の存在を確認したり、契約を実行するよう請求することができる)
- ・認められない契約 (無効な契約) …①法によって絶対に従わなくてはならないとされている規定に反するような契約、②法律に明記されていなくても、社会的に見て認めるべき

ではない公序良俗に反する契約。無効と判断された場合には、権利・義務はなかったことになり、原状回復(物や代金はもとに戻す)する1、③「意思の不存在」による契約

・典型契約(民法に定められているもの:贈与、売買、消費賃借、賃貸借、請負、委任など 13 種)⇔非典型契約(民法に定められていないもの:旅行契約、クレジット契約、リース契約)

【例:新しい家に住むために】13種の典型契約

- 1 家を買う(売買)、家を借りる(賃貸借、使用貸借)、建てるのを頼む(請負)
- 2 もらう (贈与) cf 相続、換える (交換)
- 3 資金を稼ぐ(雇用)、資金を借りる(消費貸借)
- 4 家探しを頼む(委任)、家具を預ける(寄託)
- (+家具を運ぶ…運送)
- 5 マンションに住む (<u>組合</u>)、隣の家との争いを解決 (<u>和解</u>)
- (+火事などに備える…保険)

※終身定期金は?

3契約の成立

- ・契約の成立には合意が必要。合意とは、当事者の二つの意思表示(申込みと承諾)が合致することである。合意されあればそれがどのような方式でなされるかについては特に制限がない(諾成契約)
- ・契約書は、契約が成立していることやその内容を示す「証拠」としての意味を持つだけで、必ず必要というわけではない。例えば、売買契約が成立する(効力を生じる)には、売主が財産権の移転を約束し、買主が代金の支払いを約束すれば良い(民 555)。よって、契約書の作成(要式契約)や目的物・代金の引渡し(要物契約)は成立要件ではない(ただし、当事者同士が契約書にサインすることによって契約が成立すると合意していれば、その当事者同士のルールが優先される)
- ・契約の成立により、その内容に基いた権利・義務が発生する。特定の人に特定の行為を 請求する権利を債権(債権を有する人は債権者)といい、債権者に対して負う義務が債務 (債務を有する人は債務者)という²。

1 取消しは、取り消されるまでは法律行為は有効であり、いったん取り消されると、遡って無効になるというものである(民 121)。取り消すという行為がなくてはいけないという点で、単純な無効とは異なる。例えば、未成年者が契約などの法律行為をする際には、法定代理人である親の同意を得る必要があり(民 5 ①)、同意なしに行った場合には、本人または親がそのその法律行為を取り消すことができる(取り消されるまでは有効であり、親の同意なしにした契約を後から認める追認もある)。

2 民法の財産法では、人に対する権利(債権)と物に対する権利(物権)がある。物権は、人の物に対する直接的な支配権であって、排他性を有する権利である。(私的所有権絶対の原則)。その中心が所有権であり、他に①占有権(物に対する事実上の支配)と、②所有権を制限する各種の物権(制限物権…他人の所有する土地の利用に関する用益物権一地上権・永小作権・地役権・入会権と、所有権

- ・申込みの誘因…相手方に申込みをさせようとする行為。
- ・契約の発生時期(民 521 以下)…申込みについては到達主義(申込みの意思表示はそれが相手方に到達した段階で効力を持つ)を、承諾については発信主義(承諾の意思表示は発信されれば契約は成立する)を採用する。承諾発信後に直ちに履行に移ることができるというメリットがある。
- ・契約締結の自由と契約準備段階における信義則上の注意義務【判例①】

4契約からの解放

- ・「意思の不存在」による契約の無効…
- ① 要素の錯誤(民 95):錯誤(思い違い)による契約のうち、重要な部分の錯誤については無効にできる(相手方に損失を及ぼす可能性もあるため、どのような錯誤でも無効にできるということはない)。錯誤に重過失(本人の重大な過失)があった場合には無効にできない。
- ② 心裡留保(民 93):表意者の意思表示が真意ではなく、相手方もそれが真意ではないことを知っていた・知ることができた場合は、無効にできる(相手が真意ではないことを知らなかった・本気で取っていたような場合には、無効にできない)。
- ③ 虚偽表示(民 94):相手と通謀して(密かに相談して)された意思表示による契約は無効にできる。ただしこの無効は、善意の第三者(事情を知らない第三者)に対抗できず ³、事情を知らない第三者に不利益を与えるような場合には、無効にできない。
- ・「意思表示の瑕疵」による契約の取消し…詐欺・強迫による場合(民 96)。一応そこに意思表示はあると言えるが、誤った情報や無理やりに形成された意思であるので、契約は無効にはならないが当事者が望めば取り消すことができる。ただし、詐欺による取消しの場合は、善意の第三者に対抗できない。
- ・虚偽表示や詐欺による意思表示の瑕疵では、取引安全の保護が重視されている。

を価値の面で制限する担保物権 - 留置権・先取特権・質権・抵当権)がある。物は支配を受けるにふさわしい特定性・独立性が必要になり、どの部分の土地かが特定されないような場合や、建物に附属して独立していない物置などに独立した所有権は認められない。また、一物一権主義を採用し、同じ内容の物権は、一つの物に一つしか存在しない。物権は物を全面的・排他的に支配するので、その侵害に対しては、それをやめるように請求できる。これに対して債権は、特定の人に請求する権利にとどまるので、例えばダブル・ブッキングの場合などに、一方が他方を排する請求はできず、損害賠償を請求するにとどまる。

³ 「善意」とは事情を知らないこと、「悪意」とは事情を知っていることを言う。道徳的な概念ではないので注意。